

議案第 1 号

令和 2 年度橋本市一般会計補正予算(第 9 号)について

令和 2 年度橋本市一般会計補正予算(第 9 号)を、別紙のとおり議会の議決を  
求める。

令和 2 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 令和 2 年度 橋本市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 2 年度橋本市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 129,638 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33,995,005 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

### （債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

### （地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 2 年 8 月 31 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
14 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
		3 委 託 金	
15 県 支 出 金			
		1 県 負 担 金	
		2 県 補 助 金	
		3 委 託 金	
17 寄 附 金			
		1 寄 附 金	
18 繰 入 金			
		1 特 別 会 計 繰 入 金	
		2 基 金 繰 入 金	
20 諸 収 入			
		5 雑 入	
21 市 債			
		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
10,878,773	26,940	10,905,713
8,545,843	6,940	8,552,783
53,585	20,000	73,585
2,219,204	12,210	2,231,414
1,151,826	2,681	1,154,507
857,157	9,504	866,661
210,221	25	210,246
183,241	2,330	185,571
183,241	2,330	185,571
1,663,064	76,055	1,739,119
3	7,583	7,586
1,663,061	68,472	1,731,533
471,532	3,903	475,435
405,819	3,903	409,722
1,578,000	8,200	1,586,200
1,578,000	8,200	1,586,200
33,865,367	129,638	33,995,005

歳 出

款	項
1 議 会 費	1 議 会 費
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費
	2 人 権 対 策 費
	3 徴 税 費
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
	7 監 査 委 員 費
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
	3 生 活 保 護 費
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費
7 商 工 費	1 商 工 費
8 土 木 費	3 河 川 費
	4 都 市 計 画 費
	5 住 宅 費
9 消 防 費	1 消 防 費
10 教 育 費	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	4 幼 稚 園 費
	5 社 会 教 育 費
	6 保 健 体 育 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
234,980	456	235,436
234,980	456	235,436
8,508,577	24,322	8,532,899
7,980,885	24,111	8,004,996
15,964	△637	15,327
261,943	598	262,541
142,945	240	143,185
24,482	10	24,492
11,170,843	89,295	11,260,138
5,527,774	77,212	5,604,986
4,835,759	11,523	4,847,282
807,308	560	807,868
2,814,188	△2,792	2,811,396
685,323	△2,792	682,531
720,278	△8,454	711,824
676,965	△8,454	668,511
1,099,910	9,944	1,109,854
1,099,910	9,944	1,109,854
2,060,085	18,682	2,078,767
36,757	6,500	43,257
1,145,346	1,273	1,146,619
275,544	10,909	286,453
1,126,530	△7,921	1,118,609
1,126,530	△7,921	1,118,609
2,421,739	6,106	2,427,845
236,119	3,425	239,544
234,080	4,879	238,959
131,169	880	132,049
429,251	△13,613	415,638
691,942	10,535	702,477
33,865,367	129,638	33,995,005

## 第2表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
い き い き ル ー ム 運 営 委 託	令和2年度～令和5年度	5,486千円
斎 場 火 葬 業 務 委 託	令和2年度～令和5年度	64,662千円

### 第3表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急浚渫推進事業	千円 6,500	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	千円 3,700	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
社会福祉施設整備事業	53,300			
一般廃棄物処理事業	7,400			
地方道路等整備事業	10,800			
公共施設等適正管理推進事業	118,400			



補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 14,700	証書借入 又 は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
40,700			
10,700			
8,100			
121,100			